

皆さんの投票所はこちらです

農業委員会委員一般選挙の場合は、選挙区および投票区が異なりますので、注意してください。

第1選挙区 (合併前の菊池市の区域)

投票区	投票所	区名
1	菊池市役所庁舎	上町・中町・下町・切明・迎町・中央通・横町・立町・正院町・栄町 西正観寺・東正観寺・北原・立石・高野瀬・亘・築地・片角・袈裟尾 玉祥寺・遊蛇口・大琳寺・北宮・稗方・堀切
2	河原小学校体育館	神鶴・菊池松島・日向・柿木平・中原・藤田・下木庭・上木庭
3	水源支館	菊池佐野・鍋倉・原細永・日生野・伊牟田・滝黒仁田・木佐木・下組 塚原・長六・岩平
4	水迫里山の家	戸城・永山・伊野・杉生・木護・柏・銚の甲・生味・古川・立門
5	龍門小学校体育館	寺小野・染土・長野・龍門1・雪野・小木・鳳来・穴川・中山
6	迫間支館	西迫間・七坪・市野瀬・中野瀬・太田・東迫間・戸豊水・大柿・菊池平野 茂藤里・篠倉・伊倉・道園・金峰
7	西部市民センター	深川・上長田・野間口・東原・神来・上西寺・中西寺・辻・下西寺 南古閑・北古閑
8	花房小学校体育館	村田・下長田・大塚・上出田・下出田・植古閑・広瀬・木柑子 花房台
9	戸崎支館	今・甲森北・乙森北・上古閑・上赤星・下赤星

第2選挙区 (合併前の七城町の区域)

投票区	投票所	区名
1	七城公民館	合併前の七城町の区全部

第3選挙区 (合併前の旭志村の区域)

投票区	投票所	区名
1	旭志総合支所	合併前の旭志村の区全部

第4選挙区 (合併前の泗水町の区域)

投票区	投票所	区名
1	泗水総合支所	村吉・富・泗水田中・富出分・竹の下・富の原中央・富の原台・富の原東 富の原北・富の原一・富の原西・朝日団地・久米二・久米一・高江出分 高江・上高江・薬師・福本二・福本一・田吹・三万田・福本団地 北原団地・堂迫団地・東原団地・迫田団地・泗水社・老人ホーム ミライアル第1寮・菊池園・菊農高寮
2	泗水東小学校体育館	飛熊・上住吉・南住吉・北住吉・富納・永・桜山一・桜山二・桜山三 桜山四・桜山五・桜山六・桜山七・桜山八・桜山九・永南・永出分 南山手・泗水苑
3	泗水西小学校体育館	田島一・田島二・猪の目・岡・泗水平野・井戸方・泗水佐野・糠泉 辰頭東団地・辰頭西団地・田島団地・サニーサイド

菊池市農業委員会委員 一般選挙

とき **2月26日(日)** 午前7時～午後6時

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局
☎0968 (25) 7201

菊池市農業委員会委員の一般選挙が行われます

菊池市農業委員会委員の任期満了(平成24年3月21日)に伴う選挙が、次のとおり行われます。

※立候補届出状況によっては、無投票になる場合があります。

立候補予定者説明会

とき 2月7日(火)
午後1時30分

投票日 2月26日(日)
午前7時～午後6時

告示日 2月19日(日)
立候補受付時間
午前8時30分～午後5時

期日前投票・不在者投票
2月20日(月)～2月25日(土)
午前8時30分～午後8時

第1選挙区(合併前の菊池市の区域)
菊池市役所庁舎3階大会議室

第2選挙区(合併前の七城町の区域)
七城総合支所1階図書監査室

第3選挙区(合併前の旭志村の区域)
旭志総合支所1階ロビー

第4選挙区(合併前の泗水町の区域)
泗水総合支所1階

投票できる人

平成23年3月31日確定の菊池市農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人。ただし、公選法第11条に規定する欠格条項に該当する人は登録されていても投票はできません。

投票所入場券(無投票の場合は郵送されません)

投票所への入場券は、告示日以降に各有権者に郵送します。投票に行く際に、持参してください。

期日前投票・不在者投票

投票当日に仕事や行事、レジャーなどで直接投票所に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます。

期日前投票

菊池市農業委員会委員選挙人名簿に登録されていて、登録されている選挙区の期日前投票所で投票する人

不在者投票

他の市町村で投票する人
病院・老人ホームなどで投票する人

郵便投票

身体に重度の障がいがある人
要介護者で要介護状態区分が「要介護5」の状態の人

なお、期日前投票または不在者投票をする人は、「期日前投票

票又は不在者投票の宣誓書」を各期日前投票所に準備していただきますので、必要事項を記入の上、期日前投票または不在者投票を行ってください。

選挙権の一定要件

「菊池市農業委員会委員一般選挙」の選挙権には、次の一定要件があります。

住所要件
菊池市農業委員会の区域内に住所を有する人であること。

年齢要件
選挙人名簿の確定期日(平成23年3月31日)に、年齢が満20歳以上であること(平成3年4月1日生まれまでの人)。

一定の耕作を営む要件
次の①～③のいずれかに該当する人であること。

①10アール以上の農地につき、耕作の業務を営む人

②①の同居の親族またはその配偶者であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認められた人

③10アール以上の農地につき、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認められた人